Ministry of Land, Infrastructure and Transport Japan

《発表記者会:青森県政記者会》

令和6年7月2日

国土交通省東北運輸局 青森運輸支局

青森県初!自家用車活用事業を許可しました

~地域の「交通の担い手」と「タクシー不足」の課題の解決に向けて~

この度、東北運輸局青森運輸支局は、<u>青森交通圏におけるタクシー不足を補う</u>ため、 タクシー事業者から申請のあった自家用自動車有償運送(自家用車活用事業)許可申請 について、青森県で初めて許可しました。

今後、安全・安心を確保しつつ、タクシー不足の解消や交通の利便性向上が図られる ことが期待されます。

○ 自家用車活用事業とは

自家用車活用事業は、地域交通の担い手や移動の足の確保といった課題に対応するため、<u>タクシー事業者の管理の下で地域の自家用車や一般ドライバーを活用して、有</u>償で運送サービスを提供することを可能とする制度です。

〇 7月2日付け許可事業者一覧(青森交通圏を許可地域とする自家用車活用事業)

許可日	事業者名	営業所名	使用可能車両数
R6.7.2	成長タクシー(株)	本社営業所	6台

○許可地域及び実施時間帯

- ・許可地域 青森交通圏 (青森市(旧浪岡町除く)、蓬田村、平内町)
- 実施時間帯 金曜日 16 時台~翌5時台、土曜日16時台~翌5時台
- O 以降、東北管内で許可した事業者の一覧は、随時、ホームページで公表しますので 以下のリンクをご覧下さい。
 - 許可事業者一覧 https://wwwtb.mlit.go.jp/tohoku/jk/jk-sub95.html (東北運輸局 HP)
 (下記 QR コードからもご覧いただけます)
- サービス開始時期、詳細に関しては、タクシー事業者毎に異なる場合がございます ので、タクシー事業者にお問い合わせください。

東北運輸局 HP



く問い合わせ先>

〇青森運輸支局輸送監査部門 担当:菊池•渡邉

TEL:017-739-1501 (音声ガイダンス3)